

令和4年(2022年)4月28日

子ども・子育て会議資料

中野区児童相談所

中野区児童相談所の開設について

日頃より中野区児童福祉行政に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

中野区では、一貫して迅速な児童虐待等への対応を行うため、下記のとおり令和4年4月1日に児童相談所を設置いたしました。中野区児童相談所は、児童相談所機能と従前の子ども家庭支援センター機能を統合、一体的に運営することにより、切れ目のない効果的な相談・支援を行ってまいります。

子どもやその家庭に関する心配なことなどありましたら、児童相談所までご連絡下さいますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 名 称 中野区児童相談所
- 2 所 在 地 中野区中央一丁目41番2号「みらいステップなかの」
- 3 電話番号 03(5937)3289

(平日午前8時30分～午後5時。虐待通告は、土・日曜日・祝日・夜間も受付しています。)

※ 児童虐待通告は、児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)でも24時間、365日受付しています。

【問合せ先】

中野区児童相談所

03(5937)3289